

## 要 請 書 2019.9.6

仙台市経済局次長  
兼中央卸売市場長 中村 良幸 様

仙台市中央卸売市場 仲卸経営者協会(会長 渡辺裕治)  
仙台市中央卸売市場水産物卸協同組合理事長 渡辺裕治  
仙台中央青果卸売協同組合理事長 高橋富寿男  
仙台中央卸売市場花卉仲卸協同組合理事長 高橋勝巳

### 仙台市中央卸売市場業務条例改正問題について

日頃より、当協会並びに各仲卸組合に対しまして、ご理解、ご支援を頂き、ここに、あらためまして、感謝申し上げます次第です。

さて、現在、貴職により進められております仙台市中央卸売市場業務条例の見直し問題につきまして、下記の通り要請致します。

#### 【要請事項】

1. 業務条例の第1章、第2章、第3章、第5章、第6章、第7章につきましては、現行条文が示す市場の使命、「公正・公平な価格形成と分荷」を阻却することなく存続されるよう要請します。
2. 来年6月の「卸売市場法施行」に対する仙台市の対応は、上記「要請事項1」に掲げた各章・各規程の意味を阻却することの無いように、現条文のままとして頂きたく要請します。
3. 今後、業界から業務規程及び条例の見直しの意向が明確に表明された場合には、あらためて、取引委員会などで充分議論し、一致点を見た場合に改正することとして頂きたくお願い申し上げます。

#### 【要請の理由】

- (1) 貴職の主導で開催された「業務条例改正検討委員会(以下、委員会)」の議事経緯には、次のような見逃せない重大瑕疵があります。

- ① 「転送」と「第三者販売」を混同して議論を進めているのは明白な誤りです。これを最初に言い出したのは、卸売市場法「改正」直前に、俄かに設置された「規制改革推進会議」です。

「転送」は、現行法でも、現行条例でも認められた行為であるのに対して、「第三者販売」は、「卸売の相手方の制限」に真っ向から反する「強者の意向で意図的に価格形成する行為」であり、卸売市場制度の存在意義を真っ向から踏みにじるものとして、現行法、現行条例で排斥されている「違法行為」です。

「規制改革推進会議」は、「第三者販売」導入に反対する業者を無理やり「説き伏せる」ことを狙って、「転送＝第三者販売」と闇雲にコジツケたに過ぎないものです。このコジツケを放置したままの「法『改正』」こそ、その正当性が今、改めて問われるべきです。

この問題と同様に、貴職による委員会議論のための資料では、「相対取引」と「時刻前取引」を混同させた議論を展開させています。

「時刻前取引」とは、2000年を前後した政府主導の規制緩和推進のあたりから、農水省より突然、持ち出された「モノは言いよう」の典型です。

「時刻前取引」は、上場を待つ生鮮類を、上場前に横流しするような極めて違法性の疑われる行為として、買出人側から常に批判され続けているものです。当然ですが「時刻前取引」などと言う行為は、現行法にも現行条例にも正当な取引手法として認められていません。

一方で、言うまでもありませんが「相対取引」は、現行法、現行条例で認められている取引行為です。

キリがないので例示はここまでにしますが、以上の二例だけ見ても、今回の「条例改正検討委員会」の議論は、議論の土台とする資料においても、条例を改正するに必要な正確な条文理解の共有という点においても、更には、その咀嚼のレベルにおいても、「条例を改正する」域には、到達していません。

現状例文の意味するところについての理解が、出席委員各位においてバラバラであることから、「第三者販売」や必置原則に基づく卸売業者や仲卸業者の「業務許可」問題等々、主要な点で、委員相互の意見の一致に至っていないのは、当然のことと言えるでしょう。

- ② 現行の卸売市場法と条例の各「規制」とは、その基本において「強者による価格誘導や価格決定権を認めないこと」と、「強者による流通の主導権の掌握を認めないこと」を柱にしています。その上で、「卸売業者」と「仲卸業者」を「必置」とし、この必置業者の取引行為について、柱とする考え方を実現するために「このような取引行為を行いなさい」、「このような行為は行ってはならない」ということを明示しているものです。ところが、「条例改正検討委員会」の議論においては、これらの各規制条文をバラバラにして議論の遡上に上げ、「これは必要であるか」、「これはどうか」と個別に議論し、「必要ない」という意見を「募集する」ような議論方法が採用されています。

こういう方法が認められるなら、およそ、どのような公共制度や公共施設も、地方自治体制度そのものすら、解体の憂き目に遭うのは必然でしょう。このような方法での議論は、公共制度を破壊することには

都合が良くても、公共と、そのための自治を守ると言うためには、全くふさわしくない方法でしかありません。

貴職が作成した「会議録」における「意見」が、利己的要望の域を出ていないことこそが、それを如実に語っているのではないのでしょうか。

- ③ 今回の業務条例「見直し」は、今年の「卸売市場法『改正』」に伴い政府・農水省(以下、国)の指示で行われるものです。

しかし、国は、各市場の「公正取引に関わる業務規程、業務条例」については、何らの変更・改定も義務付けてはいません。

来年五月の「『改正』卸売市場法」施行時には、国と地方自治体の関係においてとられるべき手続きはありますが、それは、決して条例の「総則」、「市場業者」、「売買取引」等々の、従来から続く公正取引に関わる条文についての「変更義務」を、国が開設自治体に求めているものではないことは、国の指示内容自体が認めていることです。

この点からも、国と自治体間での必要な部分以外の、拙速な条例文変更は決して行われるべきではない、慎重に、地域自治の問題、地域経済自治に関わる重要問題として、充分に、広範に検討が加えられる必要のある問題と考えます。その理由は次の通りです。

仙台市中央卸売市場の「開設者」と「開設区域」が仙台市であることは、卸売市場が、仙台市の自治に基づく経済政策に欠かせない根幹の一翼を構成しているところにあります。

それは、地域農林水産業と地域の各種二次・三次産業の「円滑化」を図り、大多数の市民が拠りどころとしている仙台市の地域経済の自立と自律を促す役割です。

そのため、仙台市中央卸売市場は、生鮮食料品等の価格形成を需給関係を反映させた仕組みで決め、資本の大小による力関係とは無縁な、公正・公平な流通を実現する仕組みを条例として採用して来ました。

これを見直すとするならば、現状よりも、更に仙台市の地域経済の自立が強化される方向、地域の商店街、地域業者、地域企業、地域農林水産業者の活力強化につながるものでなければなりません。

それは、決して、生鮮食料品などの価格形成権や流通の主導権が、多国籍資本などの大資本の手に委ねられてしまう方向とは別の道でなければなりません。残念なことに、昨年採決された「改正」卸売市場法は、地域経済が最も避けるべき方向、地域自治の危機へと扉を開きました。貴職におかれては、仙台市の自治と自治に基づく地域経済の一層の発展へ、引き続きご尽力されることを、切にお願い申し上げる次第です。

以上。